

西田きらきら保育園 病児・病後児保育室 利用規約

第1条（事業の概要）

事業の種類	病児室	病後児室
事業所の名称	西田きらきら保育園 病児・病後児保育室	
事業所の所在地	鹿児島市西田3丁目12番5号 BLD. KIHARA No. 5 1階	鹿児島市西田3丁目12番5号 BLD. KIHARA No. 5 201号室
電話番号	099-297-6076	
管理者氏名	園長 桐木平 佐和子	
利用定員	1名	1名

第2条（目的）

本規約は、西田きらきら保育園（以下、当園と言う。）において、病気または病気の回復期である、集団保育の困難な病児・病後児を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を行うことを目的とする。

第3条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、児童の保育・看護にあたることによって、病児・病後児が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、当園は、池田病院と連携・協力して保育を行うものとする。

第4条（病児・病後児保育の対象）

利用対象は在園児と卒園児（0歳から小学校3年生まで）、職員の子ども（0歳から小学校6年生まで）で、病気または病気の回復期であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な児、医療機関により当園の利用に際し許可が出た児を対象とする。また「病児・病後児保育 利用基準」を参考に本保育室が受け入れを判断する。

第5条（利用方法）

1) 利用時間は次のとおりとする。

利用時間	月曜日～金曜日	8:00～17:00
休所日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始 その他、施設が定めた日	

※利用時間は、諸都合により変更することがある。

2) 利用料金・食事提供

	利用料金	食事提供
在園児	無料	給食・間食の提供あり
卒園児	1,000 円／回	各自で準備する
職員の子	無料	各自で準備する

利用料金の支払いは、預かる際に 1,000 円の預かり金を徴収し清算する。

3) 利用申請は次のとおりとする。

原則、利用日前日までに利用規約への同意の署名と事前登録を済ませておく。

4) 予約は次のとおりとする。

- ① 利用前日の 7:00～16:30 の間に保育園へ電話をする。(当日予約は要相談)
月曜日と祝日明けの利用については利用当日の 7:00 以降に保育園へ電話をする。
- ② キャンセルは当日の 7:30 までに園に電話をする。
- ③ 病院を受診し、当園規定の「医師連絡票兼利用申込書」に医師が必要事項を記入する。
- ④ 一度にとれる予約は 1 日とする。連日病児利用を希望する場合はお迎え時に予約する。
- ⑤ 医師連絡票兼利用申込書の有効期限は原則 1 週間とする。一度通常保育に切り替わると無効となるため、改めて利用を申し込む場合は再度病院を受診し、新しい医師連絡票兼利用申込書を取得する。

5) 利用当日

- ① 当日は「医師連絡票兼利用申込書」と「病児・病後児保育記録兼連絡票（保護者記入）」を提出し、与薬がある場合は「与薬依頼票」と「薬剤情報提供書」も一緒に提出する。
- ② 保護者は当園が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ず連絡をする。
- ③ 保護者以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第 6 条（医療行為について）

- ① 保育中に必要な医療行為（鼻汁吸引・薬液吸入など）を行う場合がある。
- ② 病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は医療機関にスタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。

第 7 条（秘密保持）

当園に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。緊急時、園携帯にて写真や動画を撮影し、医療機関に情報提供する場合がある。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第8条（補償制度）

当園を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、当園の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第9条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ② 暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③ 感染の流行により他の児への影響が高い時
- ④ 当園の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤ お迎えが17：00を過ぎることが3回以上あった場合
- ⑥ 本利用規約に同意しない時

第10条（保護者の義務）

保護者は、当園を利用する間、「医師連絡票兼利用申込書」に記載した緊急連絡先に園からの電話連絡が常にでき、緊急時でも保護者の意思が必ず確認できるよう、努めなければならない。

第11条（規約の変更）

本規約の変更は当園が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

利用児童名 _____

保護者名 _____ 続柄 (_____) (印)

〒 _____ (TEL _____)

住所 _____